⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061））

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331））

別記２　提出場所

⑴　国土交通省国土技術政策総合研究所会計課（〒305―0804 茨城県つくば市旭１番旭庁舎（電話029―864―2211））

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（電話03―5253―8111））

別記３　送付先

測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク　〒331―0814 埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目497番地ＭＪ赤柴ビル２階　測量・建設コンサルタント等インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話048―657―8744

別記４　送付先

建設工事インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ番号06―7638―9928

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32年度を有効期間とする国土交通省国土地理院の所掌する測量業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成30年10月１日

国土交通省国土地理院長　川﨑　茂信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

１　測量の業務種別

①　基準点測量

②　写真測量

③　地図調製

④　地理調査

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、インターネットの使用により、平成30年12月３日から平成31年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

ただし、８に掲げる場合の申請については、平成30年12月３日から平成31年１月31日まで（当日消印有効）の間に、下記に掲げる提出場所に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）するものとする。

提出場所　国土交通省国土地理院総務部契約課調査係（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番（電話029―864―4405））

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成31年２月１日以降随時に、２⑴に掲げる提出場所において、持参又は郵送により申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　インターネットを使用して申請する者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスして、平成30年11月１日から平成30年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成30年11月１日から平成31年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに、⑵の添付書類の④から⑦までに掲げる書類を添付し下記に掲げる送付先に郵送するものとする（⑦に掲げる書類については、郵送に代えて入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信することも可とする）。

送付先　測量・建設コンサルタント等インターネット一元受付ヘルプデスク　〒331―0814 埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目497ＭＪ赤柴ビル２階　測量・建設コンサルタント等インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話048―657―8744

⑵　申請書の提出方法　申請者（申請者が経常測量共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、８に掲げる場合の申請について郵送）により、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の提出部数は各１部とする。

また、インターネットを使用して申請する者は、２⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、３⑴②によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、３⑴②により入手したパスワードを用いて送信するものとする。

（添付書類）

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　技術者経歴書

④　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し

⑤　測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５の規定による登録を受けていることを証明する書類又はその写し（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）

⑥　申請者が法人であるときは、申請する日の直前の事業年度終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑧　申請者が共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し

⑨　申請者が事業協同組合の場合においては、官公需適格組合証明書の写し、事業協同組合役員・組合員名簿等

［注］

Ⓐ　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は、公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

Ⓑ　添付書類は、測量法第55条の８に規定する書類の写しをもって④及び⑤に掲げる書類並びに⑥に掲げる書類又はこれに準ずる書類に代えることができる。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書類等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書類等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。